

Wi-Fi ルーターレンタル規約

第1条（総則）

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」という）は、当社インターネット接続サービスの加入者（以下「加入者」という）のうち「宅内機器（Wi-Fi ルーター）レンタル」サービス（以下「本サービス」という）について、当社所定の申し込み手続きを完了した者（以下「利用者」という）に対し、以下の通りこの利用規約（以下「本規約」という）により、本サービスを提供します。

1. 利用者は本規約の他、当社インターネット接続サービス契約約款（以下「約款」という）が適用されることを確認するものとします。本規約に規定のない事項については、約款が適用されます。
2. 当社は、本サービスの契約者の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。
3. 前項の場合、変更後の規約は当社のホームページ上での掲載等、当社の定める方法により通知するものとします。この場合、ホームページ上にアップロードされ一般的に閲覧可能となった時点で通知の効力を生じるものとします。

第2条（利用申込）

本サービスの利用を希望する者は、本規約および約款を承諾し、当社所定の手続きにより当社に申し込むものとします。

2. 本サービスの利用にあたり、無線LANアダプター（無線LANカード、無線LAN内蔵パソコン等）が必要となります。無線LANアダプターは利用者が用意するものとします。
3. 当社は、利用を申し込んだ者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その利用申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) その利用を申し込んだ者が実在しない場合、または、その恐れがある場合。
 - (2) 申込内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあった場合。
 - (3) 利用を申し込んだ者が、当社のインターネット接続サービスの加入者でない場合。
 - (4) 当社の各種サービスにおいて利用料の支払いを怠っている場合、または、怠る恐れがあると当社が判断した場合。
 - (5) 利用を申し込んだ者の支払口座につき、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合。
 - (6) 当社が、利用を申し込んだ者を利用者とするのが技術上著しく困難である、または本サービスの提供に著しい支障があると判断する場合。
 - (7) その他、当社が利用を申し込んだ者を利用者とするのを不相当と判断する場合。

第3条（料金）

本サービスの利用料金は、当社が別途定めるところによります。

第4条（サービスの提供）

本サービスは、無線LAN機能を有した専用の端末接続装置（以下「Wi-Fi ルーター」という）を利用者に貸与するサービスです。

本サービスは、当社インターネット接続サービス加入者回線1回線ごとに1のレンタル契約とします。

Wi-Fi ルーターレンタル規約

第5条（サービス提供区域）

本サービスの提供区域は、以下に定める区域において提供するものとします。

- 広島県府中市：鶴飼町、元町、広谷町、出口町、目崎町、府中町、府川町、高木町、土生町、用土町、桜ヶ丘一丁目の全域、および本山町、桜ヶ丘二丁目、中須町、栗柄町の各一部
- 広島県福山市新市町：新市、宮内、下安井、戸手の全域、および常、金丸、藤尾、上安井、相方の各一部

第6条（Wi-Fi ルーターについて）

利用者は Wi-Fi ルーターから LAN ケーブルによる有線接続、および無線 LAN 接続によって利用者端末をインターネットに接続するものとします。

2. 利用者は必要に応じて、当社から指定された識別符号により Wi-Fi ルーターの設定を行うことができます。
3. 本サービスは、Wi-Fi ルーター標準仕様の暗号化技術を用いた接続を推奨します。標準仕様の暗号化技術の脆弱性によって利用者が損害を被った場合でも、その損害について当社はいかなる責任も負わないものとします。
4. Wi-Fi ルーターは本体の初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、利用者を変更した Wi-Fi ルーターの設定を復元することはできません。
5. 当社は、利用者宅 Wi-Fi ルーターの障害の切り分けのため、Wi-Fi ルーターの設定変更、および設定情報の初期化を利用者に依頼する場合、または、当社にて実施する場合があります。

第7条（接続設定）

Wi-Fi ルーター設置後の利用者端末等への接続設定等は、利用者にて行っていただくものとします。

2. Wi-Fi ルーター設置時、または設置後に、利用者が利用者端末等への接続設定等を希望される場合、当社が別途定める設定手数料をいただきます。
3. 利用者が無線 LAN 接続を行う場合、当社が設定した W P S 方式および S S I D、W P A 暗号キーの入力による方式によって、Wi-Fi ルーターに接続するものとします。
4. 本サービスは、全ての通信機器の無線 LAN 接続を保証するものではありません。

第8条（Wi-Fi ルーターの故障等）

利用者の責によらない Wi-Fi ルーターの故障は、無償にて交換いたします。

2. 利用者の責による Wi-Fi ルーターの故障・破損および紛失、または、解約等に伴う機器の未返還については、当社が別途定める代金（別表参照）をお支払いいただくものとします。
3. Wi-Fi ルーターを交換した場合は、SSID、暗号キーが変更されます。この場合、利用者端末の設定は、利用者自らが行っていただくものとします。

第9条（禁止行為）

利用者は、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社の承諾なく、指定された設置場所以外へ機器を移設する行為

Wi-Fi ルーターレンタル規約

- (2) 機器を譲渡、転貸、または日本国外へ持ち出す行為
- (3) 機器の分解、改造、解析または原状を変更する行為
- (4) 機器に添付された標識（シリアル番号等）を除去または汚損する行為

第10条（サービスの解約）

利用者が本サービスを解約しようとするときは、当社へその旨を通知していただくものとします。

2. 本サービスは、インターネット接続サービスの付加機能（オプションサービス）となりますので、インターネット接続サービス解約時には、本サービスもあわせて解約となります。

第11条（責任の範囲）

本サービスを提供するにあたり、当社の故意または明らかに当社の重大な過失による損害を除き、利用者に発生した損害につき、当社は一切の責任も負わないものとします。

2. 前項の場合において、当社は、Wi-Fi ルーターが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するWi-Fiルーターの利用料の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3. 本サービスを提供するにあたり、当社の設置するWi-Fiルーターの利用者端末の故障は、当社は一切の責任も負わないものとします。
4. 本サービスを介しての第三者による利用者端末への不正な接続、データの改ざん・漏洩、機器の破損等について、当社は一切の責任も負わないものとします。

第12条（その他）

本サービスの特性上、利用者宅の環境により電波が届かない場合や、電波状況により通信速度が遅くなる場合があります。

第13条（裁判の管轄）

本契約に関する一切の紛争は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条（協議事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合および本規約の解釈に疑義が生じた場合、当社と会員の間で誠意を持って協議の上、解決にあたるものとします。

第15条（規約外次項）

本規約以外に当社と会員間に別途の取り決めがある場合はそれを優先します。

Wi-Fi ルーターレンタル規約

別表：損害金

機器名称	項目	金額（不課税）
WRC-X1800GS2-B	機器本体	3,000 円

附則

本利用規約は 2026 年 4 月 1 日より実施します。